

平成 16 年 11 月 8 日

金融庁監督局
総務課長殿

照会者 株式会社百五銀行
取締役営業統括グループマネージャー
江崎邦直
住所 〒514-8666
三重県津市岩田 21 番 27 号
連絡先
電話番号：059-223-2382 FAX 番号：059-246-7882

照会書

法令適用事前確認手続きに基づき、下記のとおり照会します。
なお、照会者名並びに照会及び回答の内容が公表されることに同意します。

記

1 計画している具体的行為

- (1) 現状、運営管理業務を行う営業所として本店（営業統括グループ）を登録しているが、主要な支店を追加登録（変更の届出）する。
- (2) 追加登録する支店に、運営管理業務の専任者ではないが金融商品の販売等を行わない運営管理業務担当者を置く。この運営管理業務担当者が運用関連業務と次項（3）の①から⑤の事務を行う。
- (3) 追加登録する支店で金融商品の販売等を行ういわゆる営業職員が、確定拠出年金にかかる以下の事務を行う。
 - ① 当行が運営管理機関として受託又は受託予定の企業型年金加入者及び企業型年金運用指図者並びに個人型年金加入者及び個人型年金運用指図者（以下加入者等という）の住所変更等の諸変更事務手続
 - ② 加入者等の離転職時の事務手続
 - ③ 加入者等の給付にかかる事務手続
 - ④ 加入者等のパスワード、ユーザー ID の再発行事務手続
 - ⑤ 加入者等のコールセンター、インターネットの利用方法の説明

2 法令の条項

確定拠出年金法第 100 条第 7 号

確定拠出年金運営管理機関に関する命令（以下主務省令という）第 10 条第 1 号

3 照会したい内容

- (1) 1 (2) に記載した支店の運営管理業務の専任者でない者が確定拠出年金にかかる運用関連業務及び1 (3) に記載した①から⑤の事務を同時に行うことが確定拠出年金法第 100 条第 7 号に基づく主務省令第 10 条第 1 号に抵触することとなるのか。
- (2) 1 (3) に記載した支店のいわゆる営業職員が確定拠出年金にかかる①から⑤の事務を行うことが確定拠出年金法第 100 条第 7 号に基づく主務省令第 10 条第 1 号に抵触することとなるのか。
- (3) 運用関連業務を行う運営管理業務担当者が貸付業務を兼務する場合において、融資の繰上返済処理に伴い発生する先取利息を普通預金又は当座預金に自動的に入金する手続を行うことが確定拠出年金法第 100 条第 7 号に基づく主務省令第 10 条第 1 号に抵触することとなるのか。

4 照会者の見解

- (1) 支店の運営管理業務担当者となり運用関連業務を行う者は、主務省令第 10 条第 1 号の規定により確定拠出年金法施行令第 15 条に規定する運用の方法にかかる商品の販売若しくはその代理若しくは媒介又はそれらに係る勧誘に関する事務を行わないこととするために、具体的に次の行為を禁止する。このことから、支店の運営管理業務担当者で運用関連業務を行う者は専任者ではないが金融商品の販売等は行っていないため、確定拠出年金法第 100 条第 7 号に基づく主務省令第 10 条第 1 号には抵触しないと判断する。

(×：禁止 ○：取扱可能)

1 預金の預入		
普通預金	×	(3) に記載
貯蓄預金	×	
定期預金	×	
当座預金	×	(3) に記載
通知預金	×	
納税準備預金	×	
積立預金	×	
財形預金	×	
譲渡性預金	○	確定拠出年金法施行令第 15 条の対象外であり可能とする。
外貨預金	×	
2 信託会社への信託		
投資信託の募集及び販売		×
3 有価証券の売買		
国債等公共債の募集及び販売		×
4 生命保険料の払込み		
個人年金保険契約締結の媒介		×

5 損害保険料の払込み	
火災保険契約締結の代理	×
地震保険契約締結の代理	×
年金払積立傷害保険契約締結の代理	×

- (2) 追加登録する支店のいわゆる営業職員が、1 (3) に記載した確定拠出年金にかかる事務手続を行うが、当該行為は運用関連業務でないため確定拠出年金法第 100 条第 7 号に基づく主務省令第 10 条第 1 号には抵触しないと判断する。
- (3) 運用関連業務を行う運営管理業務担当者が貸付業務を兼務する場合において、融資の繰上返済処理に伴い発生する先取利息を普通預金又は当座預金に自動的に入金する手続については、厚生労働省 Q&A の営業と運用関連業務の兼業の禁止の項目の質問事項と回答に、「貸付担当が運営管理業務を行う場合、現在の貸付業務には長期火災保険や団体信用生命保険がセットになっているものがあるが、この場合は積極的に保険の売込みを行っているわけではないので保険商品の営業とはみなされない」、とあることから確定拠出年金法第 100 条第 7 号に基づく主務省令第 10 条第 1 号には抵触しないと判断する。

以上より、計画している具体的行為は確定拠出年金法第 100 条第 7 号、主務省令第 10 条第 1 号に抵触せず行っても問題ないと判断する。

以上